

新型コロナウイルス対策に向けた指針3

令和2年4月1日
皆野町教育委員会

1 はじめに

「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（令和2年3月19日）」において、春休み以降の学校再開に当たっては、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスク等に備えていくこと、また、地域ごとの感染状況を踏まえていくこと、そして、「3つの条件が同時に重なる場」を避けることなどが示された。なお、「オーバーシュート（爆発的患者急増）」が生じた場合は必要な対応が国から示されることも言及されている。

これを踏まえて、3月20日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、内閣総理大臣から文科省に具体的な方針をとりまとめるよう指示があった。これを受けて、文部科学省は令和2年3月24日に通知を発出し、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」を示した。また、埼玉県教育委員会は、通知により具体的な方針を示した。

これらを踏まえ、皆野町教育委員会は、春休み以降の学校再開に向けた指針3を定める。

2 指針

(1) 学校再開について

- ・ 皆野町立小・中学校は春季休業以降、学校を再開する。その際、「通知」及び「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」を踏まえ、「チェックリスト」等を活用する。

(2) 児童生徒等又は教職員に感染者が発生した場合の学校の臨時休業の判断について

- ・ 総合的に考慮し、県と十分に相談する。
 - ・ 感染した児童生徒等及び濃厚接触者を出席停止とする。（学校保健安全法第19条）
 - ・ 学校の全部又は一部の臨時休業を実施する。（学校保健安全法第20条）
- ※ 感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されない。

(3) 学習指導について

- ・ 授業については、3つの条件が重ならないよう工夫する。
- ・ 学習の遅れについて、補充のための授業・補習・家庭学習を工夫する。

(4) 部活動について

- ・ 3つの条件が重ならないよう実施内容や方法を工夫する。教師が部活動の実施状況を把握する。合同練習や対外試合は行わない。

(5) 学校給食について

- ・ 食事前に手洗いをさせ、座席を工夫し、マナー指導をする。

(6) 入学式及び修学旅行等の学校行事の実施に関することについて

- ・ 感染拡大防止の措置や開催方式の工夫等の措置を講じたり、延期したりする等の対応を行う。
- ・ 入園式・入学式について、時間短縮を図る。来賓の招待を控えることを原則とする。（新入生等、教職員及び保護者のみ）また、参加者に発熱等の症状がみられる場合は出席を控えさせる。
- ・ 修学旅行は延期扱いとすることを検討する。
- ・ 密閉された空間での学校行事・校外行事は当面実施しない。

3 おわりに

国・県の通知等を参照されたい。健康被害がなく、感染症が終息することを願う。この指針3は、令和2年4月1日から施行する。